

仕 様 書

1 件名

ファシリティドッグ導入に伴うクラウドファンディング支援業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和9年5月31日まで

3 履行場所

大阪府大阪市都島区都島本通 2-13-22

地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター

4 目的

地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター（以下「当院」という。）では、ファシリティドッグの導入後の持続的な運用資金を調達するため、インターネットを経由して不特定多数の者から寄附を募る「クラウドファンディング」を活用する。クラウドファンディングの運用に当たって必要な業務支援を受けるため、本件を委託する。

5 業務の体制

受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所について、委託者に報告すること。

6 委託内容

当院のファシリティドッグの導入に活用するための寄附を受け入れる手段として、以下の内容にて、クラウドファンディング支援業務を行うこと。

- (1) 当院の担当者等と緊密な連携を図りながら、次に掲げる事項を行い、寄附の受入実現へ向けて支援すること。

ア プロジェクトの立ち上げ支援

イ 募集に係るWebページの構築、公開及び運用

ウ 広報戦略立案並びに広報活動の支援及び実施

エ 支援金の収納、保管及び委託者への納入

オ 支援者情報の委託者への提供

カ 支援者へのプロジェクトの実施報告等のプロジェクト成立後の支援

キ プロジェクトの実施状況及び終了報告に係るWebページの構築及び公開

ク その他必要と認められる業務

- (2) 種別

金銭的価値のある見返りがない出資型（以下「寄附型」という。）とする。

- (3) 資金配分方法

All In 方式とする。

- (4) 募集にかかるWebページの公開

令和8年12月頃の公開とする。

ただし、Webページの構築状況によってはこの限りではない。

(5) その他

ア 寄附型のクラウドファンディングを実施するうえで、受託者は当院における寄附受入に係る所得税等の控除について十分理解し、適切に対応できること。

イ 反社会的勢力と認められる個人、法人、団体等からの寄附を受け入れないようにするため、反社会的勢力からの受け入れを認めない旨を記載するなどの対応を図ること。

7 支援目標金額

4400万円とする。

ただし、本契約締結後、Webページの公開までに、目標金額を決定するものとする。

8 支援金の受入れ

総額を支援者から直接の寄附として受入れるものとする。

9 決済方法

(1) 手数料は、プロジェクトが終了したときに発生するものとする。

(2) 受託者は、プロジェクトが終了したときは速やかに、支援金の総額、手数料を記載した適法な明細書を委託者へ提出すること。

(3) 受託者は、上記明細書を委託者が確認後、支援金の総額を委託者が指定する口座へ入金すること。

(4) 受託者は手数料額に係る請求書を委託者に発行すること。

(5) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに委託完了届を委託者に提出すること。

(6) 上記請求書を委託者が確認後、受託者が指定する口座へ手数料を入金すること

10 秘密保持

受託者は、本契約に基づく業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

このことは契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。なお、個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」のとおりとする。

11 その他

(1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 受託者は、当院の担当者等と随時打合せ、情報交換等を行うことにより緊密に連携を図りながら、業務を進めるものとする。

(3) 委託者は、必要に応じて受託者から業務の進捗状況等について説明、報告を求めることができるものとする。

(4) プロジェクトの終了後速やかに寄附者名簿（寄附者名、寄附者ごとの寄附額、住所等）を委託者に提出すること。

(5) 委託者は、各プロジェクトサイト等で掲載した紹介記事を、当院が行う広報活動に利用できるものとする。

- (6) 本件委託業務については、関係法令を遵守すること。
- (7) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合等不明な事項は、委託者と受託者が協議の上別途定める。

12 担当

地方独立行政法人大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター総務部総務課（庶務）

電話 06-6929-3300

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき

（2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3275

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。